

町田市外郭団体の指定及び運営に係る指導監督に関する事務取扱要綱

町田市外郭団体の指導監督に関する要綱（２０１３年４月１日施行）の全部を改正する。

第１ 目的

この要綱は、法令等に定めるもののほか、町田市（以下「市」という。）の外郭団体（町田市外郭団体監理委員会条例（平成１９年３月町田市条例第４号。以下「条例」という。）第２条に規定する外郭団体をいう。以下同じ。）の指定及び運営に係る指導監督に関する事務に関し必要な事項を定めることにより、外郭団体に対する市の関与の適正化を図り、もって外郭団体の自主的、自立的及び健全な運営に資することを目的とする。

第２ 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）監理団体 外郭団体のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が、資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の２分の１以上を出資し、又は出えんしているもの

イ 市が、その者のために資本金等の２分の１に相当する額以上の額の債務を負担しているもの

ウ 市職員（市長、副市長及び一般職の常勤職員をいう。以下同じ。）が、理事又は取締役就任しているもの

エ 市による財政的援助及び人的援助の状況の公表並びに運営に係る指導監督を行う必要があると市長が認めるもの

（２）基本情報公表団体 監理団体以外の外郭団体をいう。

（３）部長 町田市組織規則（平成１２年３月町田市規則第１６号）第９条第１項に規定する部長及び所長、同条第２項に規定する室長並びに町田市教育委員会事務

局の組織等に関する規則（平成１３年３月町田市教育委員会規則第２号）第５条第１項に規定する部長をいう。

第３ 外郭団体の指定等に係る事前協議

- １ 部長は、その所管する事業に係る外部の団体の設立に際し、資本金等の４分の１以上の出資若しくは出えんを行おうとするとき、又は資本金等の４分の１に相当する額以上の額の債務を負担しようとするときは、その出資若しくは出えん又は債務の負担を行う前に、総務部長に協議するものとする。
- ２ 部長は、その所管する事業に係る外部の団体に対し、財政的援助及び人的援助を行うことにより当該団体を外郭団体として指定する必要があると認めるときは、総務部長にその旨を申し出るものとする。
- ３ 総務部長は、前項の規定による申出があった場合において、別に定める基準に基づき、当該申出に係る団体が外郭団体に該当するものと認めるときは、その指定の手続を行うものとする。
- ４ 総務部長は、前項の手続が完了したときは、その旨を第２項の規定による申出をした部長に通知するものとする。

第４ 市の財政的援助

外郭団体（第１号から第４号までに掲げる援助を受けることにより、外郭団体として指定する必要があると認める団体を含む。第２号及び第４号において同じ。）に対する市の財政的援助は、次の各号に掲げる援助の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に留意して行うものとする。

- （１）資本金等の出資又は出えん 市が出資し、又は出えんする意義が明確であり、その必要性が十分に認められること。
- （２）金銭の貸付け 外郭団体の財政状況を把握し、将来にわたる事業の需要予測等を十分に行った上で、真に必要なものに限定して行うこと。
- （３）債務の負担 損失補償又は債務保証を行う理由及び必要性、損失補償又は債務保証の内容、債務の返済の見通し並びに市の財政への影響を十分に検討し、他の

方策による公的支援での対応が困難である場合等真に必要なものに限定して行うこと。

(4) 補助金、負担金、交付金又は利子補給（以下「補助金等」という。）の交付次に掲げる事項

ア 外郭団体の運営費の損失を補填することを目的とした補助金等その他の対象とする事業を特定しない補助金等の交付は、原則として行わないこと。

イ 補助金等の交付の割合は、対象とする事業の性質、内容及び外郭団体の財政状況を考慮して定め、適宜その割合を見直すこと。

第5 市の人的援助

外郭団体に対する市の人的援助は、次の各号に掲げる援助の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に留意して行うものとする。

(1) 市職員の役員（理事若しくは取締役又は監事若しくは監査役その他の役員をいう。以下同じ。）への就任 外郭団体の自主的かつ自立的な運営を促すために必要となる最少の人数とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第11号の規定に準じ、原則として市職員である役員の数が役員の総数の3分の1を超えないこと（町田市土地開発公社を除く。）。

(2) 市職員の派遣 次に掲げる事項

ア 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等である外郭団体に限定して行うこと。

イ 外郭団体の事業の規模及び内容、経営状況並びに職員の育成状況を踏まえ、必要となる最少の人数とすること。

第6 書類の保管

1 監理団体を所管する部長は、次に掲げる書類を当該監理団体に提出させ、これを保管するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員の名簿
- (3) 就業規則、給与規程その他の外郭団体における基本的な事項を定めた規則、規程等
- (4) 当該年度分の事業計画書
- (5) 前年度分の事業報告書
- (6) 当該年度及び過去3年度分の予算、決算並びに財産に関する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、監理団体を所管する部長が必要と認める書類

2 基本情報公表団体を所管する部長は、次に掲げる書類を当該基本情報公表団体に提出させ、これを保管するものとする。

- (1) 当該年度分の事業計画書
- (2) 前年度分の事業報告書
- (3) 当該年度及び過去3年度分の予算、決算並びに財産に関する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、基本情報公表団体を所管する部長が必要と認める書類

第7 監理団体の運営に対する指導監督

監理団体を所管する部長は、監理団体の自主的かつ自立的な運営に配慮しつつ、市の行政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう、次に掲げる事項に留意して指導監督を行うものとする。

- (1) 事業の目的が計画的かつ着実に達成されていること。
- (2) 経営状況が適切かつ健全であること。
- (3) 資産の管理運用が、市の公金管理運用の基本原則に準拠し、安全性及び流動性を確保した上で、効率的に行われていること。
- (4) 組織の運営体制が適切であること。
- (5) 業務運営が効率的かつ効果的に進められていること。
- (6) 事業が社会経済情勢の変化に的確に対応し、継続の意義を有すること。

第 8 基本情報調査

市長は、毎年度、外郭団体の概要、過去 3 年度の経営状況、事業実施状況等を調査し、その結果を公表するものとする。

第 9 補則

この要綱に定めるもののほか、外郭団体の指定及び運営に係る指導監督に関する事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023 年 7 月 4 日から施行する。